

5 保育料(平成30年度利用者負担額)

保護者の町民税課税額等(所得)によって月額保育料を決定します。

対象月	算出基準	納付書発送予定時期
4月分から8月分保育料	平成29年度町民税課税額等(平成28年所得)	平成30年4月中旬
9月分から3月分保育料	平成30年度町民税課税額等(平成29年所得)	平成30年9月上旬

※保育短時間利用者の時間外保育料については、1回300円です。

6 保育所等入所条件

保育所等に入所できる児童は、その家庭が下記のいずれかの事情により保育を必要とする場合です。

ただし、下記事情に該当されても保育所の定員が上限に達した場合、あるいは各クラスの定員に達した場合等は入所できないことがあります。また、同居の親族の方が児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整されることがありますのでご了承願います。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として日高町が認める場合

7 提出(届出)書類(児童ごと)**(1)前ページ「1 提出区分」によるそれぞれの提出(届出)書類**

- ①平成29年度支給認定現況届(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届)
 - ②平成30年度支給認定申請書(新規)(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書)
 - ③平成30年度保育所入所申込書
- ※上記①②③の提出時に、世帯全員のマイナンバーの記入が必要となります。

(2)添付書類

- ①世帯で下記に該当する方(全員分必要となります。)
 - ・就労：在職証明書、自営業(内職)に係る申告書
 - ・妊娠、出産：母子手帳の写し(氏名・分娩日の記載されている頁)
 - ・保護者の疾病：診断書
 - ・同居家族の障がい：障害者手帳等の写し
 - ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護：介護・看護が必要とわかる書類
 - ・災害復旧：罹災証明等
 - ・求職活動・起業準備：求職中であることの申立書、起業準備中であることの申立書
 - ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)：在学証明書
 - ・育児休業中：在職証明書(育児休業期間の記載されているもの)
- ②平成29年1月1日時点で日高町以外の市町村に住居登録のあった方
 - ・「平成29年度所得課税証明書」(写しでも可)
 - ・「源泉徴収票(年末調整のされているもの)」の写し、「確定申告書」の写し
- ③在宅障害児(者)がいる世帯の方(次の該当する手帳等の写し。)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金等の受給していることがわかる書類。
- ④同一世帯の就学前児童が次の施設を利用している方(そのことがわかる書類の写し。)

(例：利用料の領収書、入園許可証、利用料助成認定書など)

保育所(日高町立認可保育所を除く)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部に入所している。

8 その他

- (1) 現況届提出により、保育時間や保育料が変更となる場合があります。
- (2) 平成30年度保育所入所申込書提出に伴う利用施設の調整について
 - ① 期間内提出者を優先とし、希望する保育所が定員を超える場合は、保護者の居住地、勤務先、家庭の事情を考慮し、利用施設を調整させていただきます。
 - ② 提出期限後も随時保育所入所申込を受け付けますが、希望の保育所に入所できない場合があります。
 - ③ 支給認定の審査の結果、2号又は3号認定を受けられない方は、保育所に入所できません。
- (3) 記入、押印、書類の添付漏れがないか確認のうえで提出してください。書類が整わなければ入所申し込みを受け付けすることはできません。(入所することができません。)
- (4) 支給認定申請書を提出された方には、平成30年3月中旬に支給認定証を送付します。

【お問い合わせ先】

・日高町役場 子育て福祉課 電話 01456-2-6183 ・日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173

平成29年度日高町巡回児童相談について

- (1) 日 程
 - ・平成30年2月7日(水) 10:30~16:30
 - ・平成30年2月8日(木) 10:30~16:30
- (2) 場 所 申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。
 - ・門別地区～門別公民館
 - ・富川地区～富川公会堂
 - ・日高地区～日高町民センター
- (3) 相談担当者 室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員
- (4) 相談内容
 - ・療育手帳の再判定
 - ・しつけ相談
 - ・言葉の障がい、身体障がい等
 - ・学校に行きたがらない
 - ・その他、子どものことで困っていること
- (5) お申込先 日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

相談を希望される方は、**12月13日(水)**までに電話にてお申し込みください。相談は無料です。

なお、相談をお受けする方は、児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性の高い方を優先させていただくことがあります。また、ご希望の日程から調整させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

※療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。

《 無料 特設人権・困りごと相談所開設 》

- 日 時
 - ①12月5日(火) 10:00~15:00
 - ②12月6日(水) 10:00~15:00
- 会 場
 - ①門別地区 門別公民館(1F ミーティング室)
 - ②日高地区 サン・ポッケ(2F 小会議室)
- 担当者
 - ①門別地区人権擁護委員
 - ②日高地区人権擁護委員
- 相談内容
 - ☆いじめ・虐待などの人権問題
 - ☆離婚・相続に関すること
 - ☆セクハラ・パワハラに関すること
 - ☆その他

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。予約は不要です。

○お問い合わせ先 日高人権擁護委員協議会 札幌法務局日高支局 電話 0146-42-0415